(介護報酬告示の改正案)

(新)

注 1~3 (略)

4 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者 (指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。) 又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

5~8 (略)

口 (略)

ハ 介護職員 処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) <u>イ及び口</u>により算定した単位数の 1000分の58に相当する単位数

 $(2)\sim(5)$ (略)

3 訪問看護費

(旧)

 $注 1 \sim 3$ (略)

4 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5~8 (略)

口 (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行っ た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日まで の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に 掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) <u>イから口まで</u>により算定した単位 数の1000分の58に相当する単位数

 $(2)\sim(5)$ (略)

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合

311単位

(2) 所要時間30分未満の場合

<u>467単位</u> 816単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

1 1101414

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

1,118単位

(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき) 296単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合

263単位

(2) 所要時間30分未満の場合

396単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

569単位

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

836単位

- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,935単位
 - 注1 イ及び口について、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍そ の他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問 看護・指導料(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示 第59号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点 数表」という。)の区分番号 I 012 に掲げる精神科訪問看護・ 指導料をいう。)及び精神科訪問看護基本療養費(訪問看護療 養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生 労働省告示第67号) 別表の区分番号01-2の精神科訪問看護基 本療養費をいう。)に係る訪問看護の利用者を除く。以下この 号において同じ。)に対して、その主治の医師の指示(指定訪 問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。) にあっては、主治の医師が交付した文書による指示。以下この 号において同じ。)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基 準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス基準第60

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合 <u>310単位</u>

(2) 所要時間30分未満の場合

463単位 814単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

1, 117単位

(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1 回につき) 302単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合

262単位

(2) 所要時間30分未満の場合

392単位

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

567単位

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

835単位

- ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 2,935単位
 - 注1 イ及びロについて、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍そ の他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。以下この 号において同じ。)に対して、その主治の医師の指示(指定訪 問看護ステーション(指定居宅サービス基準第60条第1項第1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。) にあっては、主治の医師が交付した文書による指示。以下この 号において同じ。)及び訪問看護計画書(指定居宅サービス基 準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。)に基づき、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス基準第60 条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。) の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、指定訪問看 護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をい う。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、 訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うの に要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)

条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。) ▮ の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、指定訪問看 護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をい う。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、 訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うの に要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1) 又は口(1)の単位数については、指定訪問看護を24時間行うこと ができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅 サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看 護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定訪 問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単 位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士(以下この注において「理学療法士等」という。)が指定訪 問看護を行った場合は、イ(5)の所定単位数を算定することとし 、理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場 合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 (略)

(削る)

3 (略)

4 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの

又は口(1)の単位数については、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、イの(5)について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 (略)

3 イ及び口について、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 (略)

5 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき<u>は</u>、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。

単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 複数名訪問加算(1)
 - <u>(一)複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合</u> 254単位
 - (二) 複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の指定訪問看 護を行った場合 402単位
- (2) 複数名訪問加算(Ⅱ)
 - <u>一</u> 看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の指定 訪問看護を行った場合201単位
 - (二) 看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の指定 訪問看護を行った場合317単位

5 (略)

6 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一の建 物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居 住する利用者(指定訪問看護事業所における1月当たりの利用 者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用 者を除く。)又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利 用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等 を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った 場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数 を算定し、指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に 対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数 の100分の85に相当する単位数を算定する。

 $7 \sim 9$ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の 同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することと (1) 所要時間30分未満の場合

254単位

(2) 所要時間30分以上の場合

402単位

6 (略)

(新設)

 $7 \sim 9$ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の 同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することと なっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に は、緊急時訪問看護加算として1月につき574単位を所定単位 数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関(指定居宅サー ビス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当す る医療機関をいう。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問 することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制に ある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき315単位 を所定単位数に加算する。

11・12 (略)

- 13 イ及び口について、指定訪問看護を利用しようとする者の主 治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。) が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う 必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の目から 14日間に限って、訪問看護費は、算定しない。
- 14 ハについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医 師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当 該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必 要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応 じて、1日につき97単位を所定単位数から減算する。

15 (略)

二 (略)

ホ 退院時共同指導加算

注 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は 入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーシ ョンの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該 者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護 老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同 し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提 供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に 当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同 なっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪

■ 問看護加算として1月につき540単位を所定単位数に加算し、 指定訪問看護を担当する医療機関(指定居宅サービス基準第60 条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関を いう。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとな っていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問 看護加算として1月につき290単位を所定単位数に加算する。

11・12 (略)

- 13 イ及びロについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主 治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急 性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の 特別の指示を行った場合は、当該指示の目から14日間に限って 、訪問看護費は、算定しない。
- 14 ハについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医 師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該利用者が急性 増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特 別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につ き97単位を所定単位数から減算する。

15 (略)

二 (略)

600単位 ホ 退院時共同指導加算

600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が 退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師| 等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看 護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施 設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指 導を行い、その内容を文書により提供することをいう。) を行っ た後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪 問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又 指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、二の初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

- へ 看護・介護職員連携強化加算 250単位
- 注 指定訪問看護事業所が、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62 年法律第30号)第48条の3第1項の登録又は同法附則第20条第1 項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ト 看護体制強化加算
- 注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

0

(1) 看護体制強化加算(I)

600単位 300単位

(2) 看護体制強化加算(I)

チ (略)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)

290単位

- 注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な 医学的管理を行っている<u>当該事業所の</u>医師の指示に基づき、指 定訪問リハビリテーションを行った場合に算定する。
 - 2 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の

は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、 2回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、二の初回加算を 算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

- へ 看護・介護職員連携強化加算 250単位
 - 注 指定訪問看護事業所が<u>社会福祉士及び介護福祉士法</u>(昭和62年 法律第30号) 附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業 所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に 対し<u>同項に規定する特定行為業務</u>を円滑に行うための支援を行っ た場合は、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ト 看護体制強化加算

300単位

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、 医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ (略)

- 4 訪問リハビリテーション費
- イ 訪問リハビリテーション費(1回につき)

302単位

- 注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な 医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビ リテーションを行った場合に算定する。
 - 2 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の